

経 広 第 373 号

平成 28 年 8 月 5 日

大阪社会保障推進協議会

会 長 井上 賢二 様

寝屋川市長 北川 法夫

2016 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

平成 28 年 7 月 1 日付けで要望のありました 2016 年度自治体キャラバン行動・
要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

2016年度自治体キャラバン行動・要望書 寝屋川市回答

要求項目	回答	担当課
<p>1. 子ども施策・貧困対策について ①一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。他の3医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。</p>	<p>1. ① 子ども医療費助成につきましては、平成27年7月から、所得制限無しで、入院・通院ともに高校生世代まで拡大しています。また、大阪府に対して引き続き要望してまいります。 福祉医療費助成制度の再構築につきましては、検討状況等の情報提供を迅速に行うとともに、十分な協議・調整を図るよう大阪府に対して要望しています。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3」以上とし所得でみることを。 ・また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。 ・通年手続きが学校以外でもできるようにすること。 ・第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。 ・生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。</p>	<p>② 就学援助の適用条件につきましては、大阪府内各市の実施状況等を踏まえ、設定しております。 ・持家と借家の差はございません。 ・申請につきましては、従前から教育委員会で受付を実施しております。 ・就学援助は、保護者等への経済的支援であるため、最新の正確な所得情報を用いて、認否を判定する必要があるため、前年所得確定前の認否判断については、認否判定の結果によっては、市民の混乱を招くことも懸念されます。そのため、第1回の支給につきましては、前年所得の確定後としております。 ・生活扶助基準の見直しに伴う影響が及ばないように対応しております。</p>	<p>教育政策総務課</p>
<p>③子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「家賃補助」の制度化を図ること。独自の「こども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。</p>	<p>③ 定住促進に資する子育て世帯等への支援につきましては、住宅政策における対応等について費用対効果や他市の事例等を調査・研究してまいります。 本市独自の現金支給制度の実施は、現在、考えておりませんが、本年8月から児童扶養手当の第2子の加算額が月5,000円から10,000円に、第3子以降が月3,000円から6,000円に増額されます。</p>	<p>都市計画室 こどもを守る課</p>
<p>④中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し朝ごはんを食べていない子どものためにモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)などを実施すること。</p>	<p>④ 中学校給食につきましては、民間調理場を活用したお弁当方式で完全給食、全員喫食で実施しており、栄養バランスの取れた給食提供に努めています。 小中学校児童・生徒への生活実態調査につきましては、全国学力・学習状況調査等により朝食摂取率を把握するとともに、学校だより、保健・給食だより等で家庭への啓発活動も行っています。</p>	<p>施設給食課 教育指導課</p>

要求項目	回答	担当課
<p>⑤「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、子どもの生活実態調査を行うこと。そのうえでひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。</p> <p>学習支援については生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた世帯の子どもたちに対して早急を実施すること。さらに学習支援とともに夕食支援も同時に行うこと。</p>	<p>⑤ 子どもの生活実態調査につきましては、大阪府が府域における子どもの生活実態や学習環境を調査し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うとされていることから、現在のところ、調査結果を注視しているところであり、本市独自の調査は予定しておりません。</p> <p>なお、ひとり親世帯などに対する生活支援施策としては、児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、自立支援給付金の支給、保育所保育料等の算定に係るみなし寡婦（寡夫）控除の適用等を行っております。</p>	<p>こどもを守る課 保育課</p>
	<p>学習支援につきましては、生活困窮世帯の原則中学3年生の希望者に対して行う学習支援とは別に、全中学生を対象としたインターネット学習支援及び中学3年生を対象とした個別学習支援を実施しております。</p>	<p>教育政策総務課</p>
	<p>生活保護世帯、児童扶養手当全部支給世帯及び生活困窮者自立相談支援事業利用世帯を対象に、平成28年8月から週1回実施しております。</p> <p>学習支援と同時に行う夕食支援につきましては、時間的制約などがあり、考えておりません。</p>	<p>保護課</p>
<p>⑥公立幼稚園・保育所の統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。</p>	<p>⑥ 現時点では、公立幼稚園の統廃合の計画はありません。</p>	<p>学務課</p>
	<p>現時点では、公立保育所の統廃合の計画はありません。</p> <p>また、平成28年4月1日現在で待機児童は出ておりませんが、今後も既存保育所の定員増や定員の弾力化を活用するなど、年度途中における待機児童解消に努めてまいります。</p>	<p>保育課</p>

要求項目	回答	担当課
<p>2. 国民健康保険・地域医療構想について</p> <p>①第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議での「取りまとめ案」では「統一保険料率」だけでなく、減免制度などについても「統一」の方向性が出されている。医療費水準を加味しない「統一保険料」では、インセンティブが全く働かなくなり、医療費の拡大は免れなくなり、結果保険料が高額平準化となるのが危惧される。</p> <p>保険料の賦課決定の権限は市町村にあり、大阪府都道府県運営方針は単なる技術的助言でしかないことから、大阪府のいう「決定の尊重」という名の押し付けは地方自治の侵害となる。納付金・標準保険料率の試算もされていないもとの「統一国保」との結論ありき、かつ抽象的な議論はあまりにも乱暴である。</p> <p>10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な試算が出た後に、住民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するような形で進めるようにすること。</p>	<p>2.</p> <p>① 平成30年度以降の国保広域化の下での保険料率につきましては、大阪府が定める標準保険料率及び国保運営方針を尊重し、決定することとなっております。</p> <p>なお、標準保険料率及び国保運営方針をはじめ、広域化に係る重要課題につきましては、現在、大阪府・市町村国保広域化調整会議において、府と市町村とで検討を進めており、引き続き、その中で本市の事情を説明することとしております。</p>	<p>保険事業室</p>
<p>②「大阪府地域医療構想」では病床機能毎の必要病床数の過剰・不足数を示しているが、病床転換の調整がつかない場合は、大阪府は「最終手段」として「公立病院に命令」「民間病院に要請」できるとしている。しかし、「過剰」とされている急性期病床について、府下各地の懇談会では在宅の受け皿としての急性期病床の重要性が指摘されている。「大阪府地域医療構想」への対応や在宅医療の受け皿の整備について、どのような取り組みをしているか。</p>	<p>② 大阪府地域医療構想への対応及び在宅医療の受け皿の整備につきましては、国の動向を注視するとともに、大阪府の地域医療構想に係る会議等において、府・北河内各市・関係機関等と協議や情報共有が行われるものと認識しております。</p>	<p>健康推進室 高齢介護室</p>
<p>3. 健診について</p> <p>①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p>	<p>3.</p> <p>① 特定健診につきましては、平成20年度から、尿酸、クレアチンを上乘せしており、更に平成25年度から心電図・貧血検査を本市独自の基準で拡充実施しております。</p> <p>費用につきましては、平成28年度から無料としております。</p>	<p>健康推進室</p>
<p>②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p>	<p>② 各種がん検診等につきましては、集団検診として、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・骨密度検診・肝炎ウイルス検診・胃がんリスク（ABC）検診を実施しております。</p> <p>また、市内委託医療機関において、子宮がん検診及び大腸がん検診を実施しております。</p> <p>特定健診との同時受診は、子宮がん検診及び大腸がん検診につきましては、委託医療機関で受診することができます。</p>	<p>健康推進室</p>

要求項目	回答	担当課
④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。	④ 平成27年2月18日付厚労省通知『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について』に基づき、御本人様の生活に急激な変化が生じないように対応しております。	障害福祉課
⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	⑤ 低所得者に対する利用料の軽減策につきましては、国及び府に対し総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
⑥高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどにより小中学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。	⑥ 高齢者の熱中症予防につきましては、本市出前講座や地域包括支援センターで実施している講座にて周知・啓発を行っており、市広報誌及びホームページにおいても啓発しております。 また、社会福祉協議会の校区福祉委員会により小中学校区単位の見守り活動等を実施しております。	高齢介護室
5. 生活保護に関して ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意志を表明した場合は必ず申請を受理すること。	5. ① 生活保護の実施体制につきましては、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び各種支援員を配置しております。 生活保護の適正実施に務めるため研修会などを実施しております。 窓口で明確に申請の意思を表明された場合は、申請を受理しております。	保護課
②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。	② 「しおり」や「手引き」につきましては必要に応じて修正しております。 「しおり」は、窓口カウンターに備えております。申請書につきましては、相談で申請の意思を明らかにされた方に説明を添えて渡しております。	保護課
③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。	③ 申請時に違法な助言・指導は行っておりません。 厚生労働省に無料職業紹介事業所の届出を行い、求人開拓事業を実施しております。	保護課

要求項目	回答	担当課
④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。	④ 被保護者の状況に応じて「生活保護法夜間・休日緊急用受給者証」を発行しております。健診受診につきましては、3月末に、健康づくり健診のお知らせを送付しております。	保護課
⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	⑤ 警察OBにつきましては、窓口での暴力的言動等に対応するため、引き続き配置します。本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取組であり、引き続き適切に実施します。	保護課
⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	⑥ 生活保護基準につきましては、厚生労働省通知に基づいております。住宅扶助につきましては、個々の生活保護世帯の状況に応じて、経過措置の適用や特別基準の設定を行っております。	保護課
⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。	⑦ 資産申告書の提出及び生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等につきましては、厚生労働省の通知に基づき、適切に対応しております。	保護課
6. 寝屋川社協からの独自要請項目 ①特定健診において、認知症予防のため認知機能検査を追加すること。	6. ① 認知機能検査との同時実施につきましては、今後、国の動向を注視するとともに、先進事例を調査・研究してまいります。	健康推進室
②現在、15歳～39歳および40歳以上で生活保護を受給している市民を対象に行われている「健康づくり検診」は、実施場所が保健センターで、指定時間の実施のため、地理的・時間的要因から受診抑制につながる制度となっている。すべての市民の健康維持・増進を図る立場から、市内全ての医療機関で、本人の希望時間に受診できるようにすること。	② 健康づくり健診の医療機関での実施につきましては、受診者数の推移など総合的に調査・研究してまいります。	健康推進室
③大阪社協の自治体キャラバンアンケートの全項目すべて答えること。また、市民からの懇談の要請に対して誠実に対応すること。	③ 要望書が提出されましたら、速やかに文書回答を行っております。また、懇談実施の要否につきましても、市民団体等からの要望内容等を十分に踏まえ判断して対応しております。	広報広聴課